

埼玉県地域福祉推進委員会  
市町村総合相談支援体制 構築推進部会 設置要綱

(趣旨)

第1条 福祉分野の縦割りを越えた市町村総合相談支援体制を構築しようとする市町村を支援するため、埼玉県地域福祉推進委員会設置要綱第6条に基づき、埼玉県地域福祉推進委員会市町村総合相談支援体制構築推進部会（以下「推進部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進部会は、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 市町村総合相談支援体制の構築の推進に関する検討
- (2) 市町村へのアドバイザー派遣に関すること
- (3) その他目的達成に必要な事項

(構成)

第3条 推進部会は、福祉部長が選任する者（以下「部会員」という。）で構成する。

- 2 推進部会に部会長を置き、推進部会員の中から福祉部長が選任する。
- 3 部会員は第2条に定めるアドバイザーを兼務するものとする。

(任期)

第4条 部会員の任期は、2年間とする。

(報告)

第5条 部会長は、委員会委員長に対して検討結果を報告する。

- 2 推進委員会委員長は、必要に応じて、部会長に対し、推進委員会への検討結果の報告を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進部会の庶務は、福祉部地域包括ケア課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるほか、支援部会の運営について必要な事項は部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。